

## 飯山市個人宅等訪問放射線量測定実施要領

### 1. 趣旨

本要領は、市民が身近な生活環境等の放射線量を把握するため、申請に基づき市が実施する放射線量の測定について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 対象者

この要領に基づき放射線量の測定を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の区等

### 3. 測定場所

放射線量を測定する場所は、所有者の同意が得られた市内に存する土地（農地を除く）とする。

### 4. 申請

放射線量の測定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に放射線量測定申請書（別記様式）を提出しなければならない。

なお、同一場所における再度の放射線量の測定の申請は、前回の申請日から30日を経過した日以後でなければできないものとする。

### 5. 決定通知

市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、測定の可否を決定し、測定日時等を申請者に通知するものとする。

### 6. 測定日時及び測定時間

放射線量を測定する日時は、平日の午前9時から午後4時までとする。

また、放射線量の測定箇所数は、1回の申請につき3箇所以内とする。

### 7. 測定条件

放射線量の測定条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者又は当該申請者と同居の親族の立会いの下に測定すること。
- (2) 荒天時は測定を行わないこと。
- (3) 屋根等、測定に危険を伴う場所の測定は行わないこと。
- (4) 建物内の測定は行わないこと。
- (5) 蓋の開閉、物を移動するなどの作業を伴う測定は行わないこと。

### 8. 測定方法

放射線量の測定は、市職員が市所有の測定器を使用し、30秒間隔で5回読み取った平均値を測定値とする。

### 9. 測定結果の通知

放射線量の測定結果は、測定時に申請者に口頭で通知する。

### 10. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市民環境課で定める。

個人宅等放射線量測定申請書

平成 年 月 日

飯山市長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

印

飯山市個人宅等放射線量測定実施要領の規定により、下記のとおり放射線量の測定を申請します。

記

- 1 測定希望場所
- 2 測定希望日時
- 3 測定場所以見取図